

## 世界情報社会サミット（WSIS）ジュネーブ会議開催される

国連の世界情報社会サミット(World Summit on Information Society)が12月10日から12日にジュネーブで開催され、デジタル・デバイド（情報格差）の解消をめざす「原則の宣言」と「行動計画」を公式文書として最終日に採択した。2年後の2005年には、これらの文書に基づく各国の取り組みをより確実なものにするために、2回目の会議がチュニスで開催される。

サミットに参加した3セクターの一つ「市民社会」はWSIS開幕に先立つ12月8日に総会をもち、「政府案では市民社会が共有する意見や一般的な関心が十分に反映されない」と批判して、もうひとつのWSIS文書となる「市民社会宣言」を満場一致で採択した。

「市民社会」を構成する組織には、市民によるNGOだけでなく、地方自治体、研究者、メディア関係者、なども含まれている。しかも、一概にNGOといっても、国連や政府から助成されたところもあれば、政府から完全に独立し、100人以上の専従スタッフをもつ組織もあり、きわめて多様である。加えて、NGOの設立経緯や活動内容はそれぞれの国における民主主義の成熟度と深く関わっている。

本特集では、3章21ページから成る「市民社会宣言」を取り上げ、主要部分を訳出した。ふたつの公式文書もいずれ訳出したいと考えているが、まず市民社会宣言で提案されている情報コミュニケーション社会のビジョン（未来図）を私たちがよく読み、その内容を共有したいと考えるからである。

市民社会宣言では、情報コミュニケーション社会を「人間を中心とする包括的で公平な社会」と定義し、そのような社会では「開発が基本的人権によって体系づけられ、かつ、公平な資源の分配を目標とする」ことを確認している。情報コミュニケーション社会を形成するツールとしての情報コミュニケーション技術（Information Communication Technology = ICT）については、「様々な社会状況下にあるすべての人びとにとって利用可能なものでなければならず…利潤追求や市場に連動するだけのICT開発を拒否する」と宣言している。

市民社会宣言は、このように、すべての人間の尊厳と基本的人権を重視する基本姿勢で貫かれており、コミュニケーションについても、それは「社会の基本的なプロセスであり、人間の基本的なニーズであり、すべての社会基盤である」と述べている。さらに、そうした理念のもとで情報コミュニケーション社会を築いていくためには、過剰な著作権保護や知的所有物の独占、メディア所有の寡占などの危険性に挑んでいかなければならないことを確認し、そのうえで、コミュニティ・メディアや共有財産（パブリック・ドメイン）の役割の重要性を強調している。

日本では一般に、ICTをIT(情報技術)と略称し、Communicationを「通信」と訳すことで、産業的側面のみが強調されている。私たちはいま、市民社会宣言を手にするだけで、そうした日本の現状を直視し、いまなにをなすべきかを考えることができるだろう。

Civil Society Declaration to the World Summit on the Information Society

人間のニーズに応える情報社会の実現に向けて

"Shaping Information Societies for Human Needs"

2003年12月8日 ジュネーブ (Geneva, 8 December 2003)

2003年12月8日、WSISの「市民社会」セクターの総会にて満場一致で採択され、最終日に議長に提出された世界情報サミット(W S I S)への「市民社会宣言」。

\* \* \*

私たちは、さまざまな大陸から集まり、さまざまな文化的背景、視点、経験、専門技術をもつ女性、男性であり、新しいグローバルな市民社会を構成する一員として、情報コミュニケーションをテーマとする初めての国連サミット (WSIS) において、市民社会の参加が不可欠であると考え、2年の準備過程に参加し、その過程を通して、人間中心の包括的で公平な情報コミュニケーション社会の概念を形成する努力を積み重ねてきた。

私たちは、オンラインでもオフラインでも共に活動し、情報コミュニケーション技術 (ICT) の非排他的で参加型の利用を実践し、目的を共有し、共通の立場を表明し、情報コミュニケーション社会のビジョン (未来図) を共に展望してきた。

この最初のジュネーブにおける2003年12月の世界サミットの段階では、私たちが共に表明した意見や一般的な関心がサミットの公式文書に十分に反映されていない。私たちはここに提出する「市民社会宣言」がサミットの成果として公式文書のひとつになることを提案する。この宣言にある私たちのビジョンが、女性と男性、コミュニティと様々な人びとの活動と生活を通して現実になることを確信し、

すべての人びとが現在も進行中の対話に参加し、共通の未来を創る力になることを求め、ここに、私たちのビジョンを提出する。

### 1. 社会のあるべき姿

私たちが思い描く情報コミュニケーション社会のビジョンの中核にあるのは人間である。すべての国の国民とすべての個人の尊厳と権利は促進され、尊重され、遵守され、保障されなければならない。したがって、開発レベルにおける格差や、豊かさと極端な貧困の許されざる大きな隔たりを是正することが、私たちの最重要な関心事でなければならない。

私たちは、人間を中心とする包括的で公平な情報コミュニケーション社会を築くことに取り組んでいる。誰もが情報や知識を自由に創造し、アクセスし、利用し、共有し、普及することができ、そうすることで個人、コミュニティ、国民が生活の質を向上させ、能力を十分に発揮できるようにエンパワーされる社会。社会的、政治的、経済的公正と、人びとの全面的参加とエンパワーメントの原則に基づいて築かれる社会。したがって、今日、世界が直面する重要な開発問題に本気で取り組む社会。国連憲章と世界人権宣言に示されている原則を前提に、より平和で、公正で、平等で、持続可能な世界を実現するために、持続可能な開発、民主主義、ジェンダーの平等という目的を遂行する社会。

私たちは開発が基本的人権によって体系づ

けられ、かつ、公平な資源の分配を目標とする情報コミュニケーション社会を築くことを切望する。そのような社会は非搾取的で、環境面でも持続可能な方法で貧困の根絶をめざす。この目的のために、技術は、その開発を最終目標とするのではなく、基本的な手段として使われねばならない。したがって、デジタル・デバイドの溝を埋めることは、すべての人びとのための開発を達成する道の最初の一步に過ぎない。

情報コミュニケーション技術（ICT）は、武器拡散と同様に、飢饉、天災、HIV/AIDSのような新たな疫病による荒廃を克服する上で、大きな可能性を持っている。

コミュニケーションは社会の基本的なプロセスであり、人間の基本的ニーズであり、すべての社会組織の基盤であることを、私たちは再確認する。誰もが、いつでも、どこでもコミュニケーションのプロセスに参加する機会を持ち、誰もがこの恩恵から排除されることがあってはならない。これは、誰もがコミュニケーションの手段へアクセスでき、言論と表現の自由の権利を行使できることを意味する。

この権利には、意見を持ち、情報や理念をあらゆるメディアを通して制限なく求め、受け取り、伝える権利が含まれる。同様に、プライバシーの権利、公共の情報や共有財産（パブリック・ドメイン）としての知識にアクセスする権利、その他の多くの情報コミュニケーション・プロセスに関わる普遍的な人間の権利も認められなければならない。

アクセスの権利とともに、これらすべてのコミュニケーションの権利と自由は、国家の法律に明記され、適切な技術的要件で補強されて、保障されなければならない。

このような社会を構築することは、個人が

市民としての能力で、その組織やコミュニティと同じように、社会の枠組みや政策、統治メカニズムの形成に参加者として、また意思決定者として関わることを意味する。

このことは、すべての世代の女性と男性が真摯に参加できる環境を作ることであり、社会的・言語的に多様な人びとや、様々な文化と民族、都市と地方の人びとが排除されることなく、確実に参加できることを意味している。さらに政府は、市民が求める公共サービスを維持し、促進し、情報コミュニケーション社会モデルを、いつでも、修正可能で改善できることを保障するために、公共政策の柱として市民への説明責任を確立しなければならない。

技術は、社会的影響力という面では、中立ではありえない。したがって、いわゆる「技術的に中立な」意思決定過程をもつというのは欺瞞でしかない。

新しい技術の導入では、設計開始から配置と操作の段階まで、社会的・技術的に慎重な選択が重要である。情報コミュニケーション・システムが及ぼす社会的、技術的に否定的な影響が設計過程の後半になって発見されても、通常、修正は極端に難しく、問題は継続する。私たちは、このような否定的な影響を避け、それを最小限に抑えるために、エンドユーザーと共に、またエンドユーザーによる参加型の方式で、技術が設計されるような情報コミュニケーション社会を思い描く。

私たちは人間の知識、創造性、協力、連帯が中心的な要素となる社会を思い描く。それは個人の創造性だけでなく、協働に基づく共同体の革新を促進する社会である。知識、情報、コミュニケーションの資源が人類の共通遺産として認識され、保護される社会。文化や言語の多様性、異文化間の対話が、差別や

暴力、憎悪のない環境のもとで保障され、育まれる社会。

私たちは、人類がかつて夢想だにしなかった規模で、情報、知識、コミュニケーションの手段が使用可能になっていることを自覚している。しかし私たちは、コミュニケーション手段へのアクセスからの排除、情報からの排除、そして公共圏への参加に必要な技能からの排除が、今日でも、殊に発展途上国では、大きな制約になっていることも知っている。同時に、情報や知識はますます私有財産へと変換され、社会の組織や開発の基礎を築く要素としてではなく、あたかも単なる商品のよう管理され、売買されることが可能になっている。そのため、情報コミュニケーション社会の主要な課題の一つとして、このような矛盾の解決が急務である。

豊富な人間の知識と適切な資源を結集する政治的な意思が明確にあれば、人間は確実に国連ミレニアム宣言の目標を達成し、その目標を超えることさえできる。このように確信する私たちは、「市民社会」に属する組織として、この目標と私たちのビジョンを現実のものにする責任において、果たすべき役割を引き受ける。

## <目次>

- 1 社会のあるべき姿
- 2 中心となる原則と課題
  - 2.1 社会的公正と人間中心の持続可能な開発
    - 2.1.1 貧困撲滅
    - 2.1.2 地球市民の一員であること
    - 2.1.3 ジェンダーの公正
    - 2.1.4 若い人たちの重要性
    - 2.1.5 情報へのアクセスとコミュニケーション手段
    - 2.1.6 健康に関する情報へのアクセス
    - 2.1.7 基本的なリテラシー
    - 2.1.8 持続可能でコミュニティに根ざしたICTソリューションの開発
    - 2.1.9 紛争状態
  - 2.2 人間の権利を中心とする社会
    - 2.2.1 表現の自由
    - 2.2.2 プライバシーの権利
    - 2.2.3 社会的関心事へ参加する権利
    - 2.2.4 労働者の権利
    - 2.2.5 先住民族の権利
    - 2.2.6 女性の権利
    - 2.2.7 子どもの権利
    - 2.2.8 障害者の権利
    - 2.2.9 規則と法の支配
  - 2.3 文化・知識と共有財産（パブリック・ドメイン）
    - 2.3.1 文化と言語の多様性
      - 2.3.1.1 能力開発と教育
      - 2.3.1.2 言語
      - 2.3.1.3 国際法と規則
    - 2.3.2 メディア
      - 2.3.2.1 メディアの役割
      - 2.3.2.2 コミュニティ・メディア
    - 2.3.3 共有財産（パブリック・ドメイン）としてのグローバルな知識
      - 2.3.3.1 先住民族の知識
      - 2.3.3.2 著作権、特許、商標
      - 2.3.3.3 ソフトウェア
      - 2.3.3.4 研究
  - 2.4 環境整備
    - 2.4.1 倫理的側面
    - 2.4.2 民主主義に基づく説明責任のあるガバナンス
    - 2.4.3 インフラストラクチャーとアクセス
    - 2.4.4 資金調達とインフラストラクチャー
    - 2.4.5 人間開発—教育と研修
    - 2.4.6 情報の生成と知識開発
    - 2.4.7 ICTとコミュニケーションのグローバ

### 3 結論

## 2 中心となる原則と課題

この私たちのビジョンからいって、情報コミュニケーション社会の発展は、対処すべき課題の十分な認識と様々な利害関係者の責任を反映する基本的な原則に基づいていることが重要である。

このような課題と原則には、ジェンダーにかかわる問題に焦点をあて、ジェンダーの平等、差別の廃止、女性のエンパワーメントに根源的に取り組み、そうした取り組みが情報コミュニケーション社会における公平で、人間中心の開発にとって、譲ることのできない絶対条件であることを十分に認識することが含まれる。そうした取り組みは、社会、経済、政治における不平等な力関係の連環から生じる影響を意識的に是正することである。不平等な力関係の連環から生じる影響は、女性と男性で格差のあるアクセス、選択、機会、参加、地位、資源の管理に表れているし、コミュニティにおける階級、民族、年齢、宗教、人種、地理的場所、開発状況における格差でも指摘できる。

### 2.1 社会的公正と人間中心の持続可能な開発

社会的に公正な枠組みのもとでの人間の開発には、個人とコミュニティの充足、エンパワーすることができる文化、社会、経済、政治、環境における生活条件が含まれる。人類が達成した知識と技術の大きな進歩にもかかわらず、大半の人々は劣悪な条件のもとで生活している。

情報コミュニケーション社会における社会的公正は、経済、社会、政治、文化の観点と

ともに、地政学的で歴史的な不公正に取り組むことによってのみ遂行可能である。今日のグローバルな発展のダイナミクスは、グローバル経済の自由化、文化のグローバリゼーション、増大する軍国主義、勃興する原理主義、人種差別、基本的人権の一時的な剥奪と侵害、などのすべてが連環する緊張状態によって特徴づけられる。

ICTの不平等な分布と、世界の大半の人びとが情報へのアクセスを欠いていること—これはしばしばデジタル・デバイドと呼ばれる—が、実際に、既存の社会格差の地図に新たな不均衡の地図を塗り重ねている。これらの格差には、北半球と南半球、富める人と貧しい人、男性と女性、都会と地方の人々、情報アクセスができる人とできない人との格差が含まれる。このような不均衡は異なる文化と文化の間だけでなく、それぞれの国内でも見られる。国際社会は、各国がデジタル・デバイドの溝を埋めるための行動をとるように、一丸となり、力を行使していかなければならない。

様々な脆弱な集団やコミュニティが経験しているあらゆる形態の差別、排斥、孤立を取り除くためには、技術の配置のみでなく、それ以上のことが求められる。そのような人びとの情報コミュニケーション社会への完全な参画のために私たちがなすべきことは、基本的なレベルで、利潤追求や市場に連動するだけのICT開発を拒否することである。

ICTが新しい経済のグローバル化や市場独占により、これまでのマイナス傾向を恒久化させるために使われないように、自覚ある、果敢な行動を取る必要がある。むしろ、ICTの開発と応用では、世界のあらゆる国の人びとの社会的、経済的、文化的進歩を促進し、開発のパラダイムの変換をめざさなければなら

らない。

技術に関する決定は、企業を富ませ、政府による非民主的な統制を可能にするためではなく、人びとの生活にとって重要なニーズを満たす目的のためになされなければならない。したがって、技術の設計と使用に関する重要な決定は、エンドユーザー、技術者、科学者を含む市民社会と協力して下されるべきである。特に、コミュニティに基礎を置く技術が関係する場合、コミュニティ情報科学の研究と実践は、設計デザインの工程で、コミュニティならではの特徴やニーズに適応させなければならない。

### 2.1.1 貧困撲滅

貧困の撲滅は、WSISの議題における最優先事項のひとつでなければならない。現存する不平等に挑戦せずに、新しいICTを包含する持続可能な開発は達成できない。誰もが参加する対話において、極端な貧困状態で生活する人びとがその経験と知識によって寄与できなくてはならない。貧困に挑戦するには、「開発に関する議題」を設定する以上のことが必要である。それには、現行の枠組みを検討し、特定の内容に関する情報への地域でのアクセスを改善し、ICT関連の技能の訓練を向上し、巨大な財源やその他の資源の割り当てに根本的に取り組む必要がある。さらに、ボランティアは草の根レベルで活動しているため、誰もが社会に受け入れられる状態を創出するうえで、重要な役割を果たす。

財源の確保は、社会的連帯およびデジタルな連帯と連携させ、社会のあらゆるセクターによって透明かつ包括的に運営される新旧の財政機構を通して方向づける必要がある。公正な開発に潜在的に逆効果になりうるという観点から見直しが必要な枠組みとしては、

WIPOの活動やTRIPS協定の機能をはじめ、知識と情報の独占を承認し管理する現行の協定が含まれる。

### 2.1.2 地球市民の一員であること

情報コミュニケーション社会は、財政、技術、人材、道徳における巨大な資源を触媒作用によって大きく変え、それらを持続可能な開発のために放出させていく可能性を持っている。そのような資源は、世界の人びとが地球の運命と全人類の幸福に対して強い責任感を持てるようになる時に初めて使用可能になるだろう。この点で、政府だけでなく、個人やコミュニティがグローバルな意識を高め、世界市民としての自覚を持つことが必要になる。

人類は一つであり、分かちことはできない。人類のひとりひとりが全体の信託でこの世に生まれ、国際的な人権基準を積極的に行使し、適用することで互いの平等を確認し、それによって最善をつくすのである。

### 2.1.3 ジェンダーの公正

公平で、開かれていて、包括的な情報コミュニケーション社会は、ジェンダーの公正に基づいていなければならない。とくに「北京宣言」における行動綱領（第4回世界女性会議）と「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW）に含まれるジェンダーの平等、差別撤廃、女性のエンパワーメントの原則に拠らなければならない。

行動は、確固たる公約のみならず、社会のあらゆるレベルでの不平等な力関係から生じている差別の排除に取り組むために、横断的な方法が必要であるとの認識を示していなければならない。あらゆる領域を横断する積極的な政策や計画が女性のために開発されなけ

ればならない。その際、女性をICTの所有、設計、使用、適用のいずれにおいても能動的で主要なエージェントとして捉えることが必要である。

少女および女性を社会の形成者、指導者として、その生涯を通してエンパワーするためには、ジェンダーに対応する教育プログラムや適切な学習環境の促進が必要である。ジェンダー分析と、各国で普遍的に使われているモニターシステムと評価システムを使ってジェンダーの平等を計測する質量両面の指標を開発することは、「不可欠なこと」である。

#### 2.1.4 若い人たちの重要性

若い人たちは将来の労働力であり、優れた創造者であり、非常に早い時期にICTを取り入れる人たちである。したがって、若い人たちは、学ぶ人として、開発する人として、貢献する人として、また起業家や意思決定者として、エンパワーされなければならない。

とくに、情報コミュニケーション社会が提供する機会を十分にもっていない若い人たちに焦点をあてる必要がある。中でも、不利な環境にある若い人たち、特に発展途上国の若い人たちの力をつけなければならない。少女や若い女性の機会均等を私たちの努力の一環にすえ、彼女たちのICTに対するニーズや可能性を意識化することに力を注ぐ必要がある。

低賃金、劣悪な労働条件、雇用不安や集団の代表権を欠くことなど、ICT産業に働く若い人たちが直面している問題に取り組まなければならない。ICTの主要なユーザーである若い人たちは影響されやすく、ICT使用による健康被害に対して脆弱である。したがって、私たちは、すべての子どもたちの幸福、保護、調和のとれた発達を確実にするICTだけを開発し、使用することを誓う。

#### 2.1.5 情報へのアクセスとコミュニケーションの手段

情報へのアクセスとグローバル・コモンズ（地球共有資源）としてのコミュニケーション手段は参加型で、普遍的で、包括的で、民主的でなければならない。アクセスの不平等は、南北間の格差だけでなく、先進国および発展途上国にそれぞれ長く存在する不平等という点からも取り組んでいかなければならない。克服すべき障壁は、経済、教育、技術、政治、社会、民族、年齢にまつわるものであり、ジェンダーの不平等な関係は、これらの障壁のすべてに深く埋め込まれているため、特に取り組んでいく必要がある。

情報への普遍的なアクセスは、人間の開発にとって不可欠であり、保障されなければならない。インフラストラクチャーと情報コミュニケーション技術の最適な形態は、様々な社会状況下にあるすべての人びとにとって利用可能なものであり、技術のそうした社会適応性を奨励しなければならない。このことは、先住民族、ディアスポラ、移住者、特権を与えられた特定の地域の人びと、といった社会的グループが経験している様々な現実に取り組むことを意味する。

この点で、既存のメディアとコミュニティに密着した情報コミュニケーションの取り組みは、新しいICTの有効利用と同様に、重要な役割を担っている。情報コミュニケーション社会における規則や法的枠組みは、広い層が技術、情報、知識を共有していくために、また、コミュニティによる管理を促進するために、人権と自由に敬意を払いつつ、強化されなければならない。

ICTの開発では、障害を持つ人びとを含むすべての利害関係者のニーズと要求が考慮され

ねばならない。ICTのアクセシビリティと非排他性については、その設計、開発、生産の初期段階で最善を尽くす。そうすることで、情報コミュニケーション社会は最小限のコストですべての人びとのためのものとなる。

情報にアクセスし、情報を送り、受けることを必要とするのは、難民、戦争によって追放された人たち、亡命希望者など、自己の権利がしばしば侵されていることを知らない弱い立場にある人たちにとって、きわめて大きな挑戦である。こうした人びとがコミュニケーション手段へアクセスすることは、彼らが国際法に則り、合法的に主張するために、また彼らの権利の擁護と促進のために必要である。

#### 2.1.6 健康に関する情報へのアクセス

生命にとって重要な心身の健康に関する情報の伝達は、ICTを活用した解決法によって容易になり、改善することができる。情報とコミュニケーションへのアクセスの欠如は、世界中で心身の公衆衛生危機における重大な要因となってきた。発展途上国の市民に、コミュニティレベルで心身の健康情報へのアクセスポイントを提供することは、心身の健康管理の危機に取り組む上で、重要な出発点になると専門家たちは示唆してきた。しかしながら、このようなアクセスポイントは、専門家からコミュニティへ、あるいは患者へ、というような一方通行以上のものでなければならない。あらゆる人びとの心身の健康を予防し、治療し、促進するための取り組みで、有益かつ必要なコミュニケーションの流れを選択し創り出すために、コミュニティが参加できるようにしなければならない。医療情報へのオープンなアクセスは、すべての医師や医療関係者があらゆる既知のデータを入手するため

に、必要不可欠である。

#### 2.1.7 基本的なリテラシー

リテラシーと教育への自由で普遍的なアクセスは、基本的な原則である。知識社会は十分な情報と知識をもつ市民を必要とする。

能力開発には、ICTを使う技能、メディア・リテラシーと情報リテラシー、能動的な市民に必要な技能、すなわち、情報と技術を探し出し、評価し、活用し、創造する能力を含む必要がある。地域に密着し、均一で、ジェンダーに敏感で、社会を動かし仲介するアプローチが優先されねばならない。

知識や情報への自由はアクセスと同様に、既存のメディアと新しいメディアの組み合わせも促進されなければならない。図書館—バーチャルな図書館を含む—は誰もが活用でき、知識と情報にアクセスすることを保障する重要な役目を担っている。知識と文化の共有財産は国際的なレベルで、また多国間レベルで、保護されなければならない。人間が中心となった情報技術は病気や疫病の根絶を促進し、あらゆる人びとに食物、住居、自由と平和を与えるのに役立つ。

リテラシー、教育、研究は情報・コミュニケーション・知識社会の重要な構成要素である。知識の創造と獲得は、参加型で包括的なプロセスとして育まれなければならない。一方通行であったり、能力開発の一部に押し込められたりしてはならない。

教育（公式、非公式、生涯教育）は、リテラシーを身につけた市民と技能のある労働力を育てることで民主主義を築いていく。とはいっても、多元的な研究への方法や結果にアクセスできる教養があり、情報を手にする市民だけが、知識社会に完全に参加し、有効に貢献できるのである。



世界の大多数の人びとが地域、国内、国際的な場で言語の問題をもつことに関して、緊急に、ICTの正と負の潜在的な影響力に目を向ける必要がある。情報コミュニケーション社会におけるリテラシー、教育、研究では、身体的障害を持つ人びとのニーズと障害を超越する手段（たとえば、音声認識、インターネットによる学習、通信教育）に焦点を当てなければならない。

## 2.2 人間の権利を中心とする社会

情報コミュニケーション社会は、人間の権利と尊厳に基づいていなければならない。国連憲章と世界人権宣言を基盤とし、人間のあらゆる権利—市民的、政治的、経済的、社会的、文化的な権利—の普遍性、不可分性、相関性、相互依存性、を体系化するものでなければならない。それらの権利には、開発への権利と言語に関する権利が含まれる。このことは、すべての権利の完全な統合と明確な適用、行使を、また、それらの権利の民主主義と持続可能な開発における中心性を意味している。

情報コミュニケーション社会は包括的でなければならない。包括的であることで、すべての人があらゆる種類の区別や差別を受けることなく、その能力を十分に発揮できる。ICT関連の規制、政策、計画では、非差別と多様性の原則が中心に据えられなければならない。

### 2.2.1 表現の自由

世界人権宣言の第19条は、人権を基盤とする情報コミュニケーション社会に不可欠な条件となるから、基本的かつ特別に重要である。第19条は、誰もが言論と表現の自由の権利と、情報や理念を制限なく、あらゆるメディアを通して、求め、受容し、伝える権利を持つことを要求している。これには、思想の自由な

普及、情報源とメディアの多元化、出版の自由、情報にアクセスし、知識を共有するための方法の使用可能性が含まれる。

インターネット上の表現の自由は、自己規制や行動規範によってではなく、法律によって保護されなければならない。事前の検閲や、コミュニケーションのプロセスに参加する人々たちに対する、あるいは、情報の内容、伝達、普及に対する独断的な管理や規制があってはならない。情報源とメディアの多元化は守られ、促進されなければならない。

### 2.2.2 プライバシーの権利

世界人権宣言の第12条で述べられているプライバシーの権利は、市民、政治、社会、経済、文化活動に関する自己決定型の人間開発にとって不可欠である。

プライバシーの権利は、情報コミュニケーション社会において新たな問題に直面しており、公共空間や、オンライン、オフライン、家庭、仕事の場で保護されなければならない。誰もが、情報を受け、他者とコミュニケーションを望むかどうか、また、それをどのような形で行いたいかを、自由に決める権利を持っていなければならない。匿名でコミュニケーションする可能性が誰にとっても保障されなければならない。

個人情報に対する企業や政府の力は、傍受や監視を含み、乱用の可能性を増大させる。このような行為は、民主主義社会において、合法的な範囲で最小限にとどめられなければならない。説明責任を伴わなければならない。個人情報の収集、保持、加工、利用、公表は、いかなる者によっても、本人及び関係者の管理のもとに置かれなければならない。

## 2.2.6 女性の権利

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(CEDAW)と「北京宣言」における行動綱領(第4回世界女性会議)に詳細に述べられているように、情報コミュニケーション社会における女性の権利を実現するためには、女性が経験する差別、不平等、不利な立場を認め、それに取り組むことがきわめて重要である。このことは、女性が男性とどのように異なるかを調査し、それらの差異がICTへのアクセス、機会、参加、利用における様々なレベルでどのように置き換えられているかを検討することである。

政策、あるいは法的な介入と計画が、これらの差異に意識して対応することを保障しなければならない。女性の平等を確実なものにし、それによって女性が人権を主張し行使する十分な能力を持てるように、分析においては、ICTの政策と計画の内容を網羅し、本質的に平等な研究方法をとる必要がある。この研究方法は、女性の権利を促進する行動が女性と男性の不平等な力関係を変えなければならないことを意味している。女性は機会の平等のみならず、機会へのアクセスの平等と、そのような機会を役立てることに全面的に参加することへの平等を必要としている。

## 2.2.7 子どもの権利

情報コミュニケーション社会は「子どもの権利条約」の原則を尊重し、それを促進しなければならない。すべての子どもは幸福な子ども時代を過ごす権利をもち、世界人権宣言のもとですべての人間に保障されている権利と自由を子どももまた享受する権利をもち、すべての人びと、市民社会、企業セクター、各国政府は、情報コミュニケーション社会における子どもの権利を支持することに同意し

なければならない。

## 2.2.8 障害者の権利

包括的な情報コミュニケーション社会では、障害を持つ人びとが障害の種類や程度にかかわらず、ICTを含む情報とコミュニケーションに完全かつ平等にアクセスする権利を持つ。そのことは、あらゆるレベルにおける公共政策、法律、規則によって保障されなければならない。

この目標を達成するには、ユニバーサル・デザインの原則と支援技術の活用が情報コミュニケーション社会を築き、育んでいく全過程を通じて、本格的に促進され、支援されなければならない。そのような社会では、障害を持つ人たちとその人たちが属する組織が、障害を持たない人たちと同じ立場で、完全に参画できなければならない。

## 2.3 文化・知識・共有財産(パブリック・ドメイン)

情報コミュニケーション社会は文化と言語の多様性によって豊かになる。このような文化や言語は口述で記憶され、伝えられ、様々なメディアを通して記録され、伝達されてきた。そのすべてが人間の知識に寄与している。人間の知識は全人類の遺産であり、新しい知識が生まれる宝庫でもある。文化および言語の多様性の保護、メディアの自由、共有財産としてのグローバルな知識の擁護と拡大は、自然環境の多様性と同様に、情報コミュニケーション社会にとって不可欠である。

### 2.3.1 文化と言語の多様性

文化と言語の多様性は人間を中心とした情報コミュニケーション社会では欠かせない一面である。すべての文化は尊重され、保護さ

れるべき尊厳と価値をもつ。文化と言語の多様性が基盤とするのは、とりわけ、情報と表現の自由、誰もがコミュニティの文化的生活に、地方、国家、国際、のいずれのレベルでも、自由に参加する権利である。この参加には、文化的コンテンツを活用する側の活動も創造する側の活動も含まれる。ICTは、既存のコミュニケーション・メディアとともに、世界の文化と言語を維持し、開発する上で重要な役割を担う。

### 2.3.1.1 能力開発と教育

文化と言語の多様性は単に守られるだけでなく、育まれる必要がある。このことは、既存のメディアや新しいICTを含むあらゆる方法を使って、いつでも、母国語で自己を表現することができる能力を意味している。情報コミュニケーション社会で貢献者になり、クリエイターになるためには、技術的なスキルだけでなく、クリティカルな能力と創造性が必要となる。

教育研修プログラムでは、とくに、ユネスコ「グリュンバルド宣言」にあるメディア教育に関心が払われなければならない。文化と言語の多様性は表現の手段および文化財やサービスの普及に対する平等なアクセスを意味する。コミュニティを中心とする取り組みが優先されなければならない。

### 2.3.1.2 言語

言語の多様性は活気に満ちた情報コミュニケーション社会の中核をなす。ICTは、優先権が正しく与えられるなら、文化と言語の格差を埋めることができる。ICTの開発はこれまで、ローマ字を基礎とする言語（特に英語）を優越させ、地方や地域、少数者言語を無視するなど、不平等を増長させてきた。ICTの研究開

発では、障壁を取り除き、言語と文化の間にある不平等に取り組むことが優先されなければならない。

## 2.3.2 メディア

### 2.3.2.1 メディアの役割

表現の自由とメディアの自由は情報コミュニケーション社会のあらゆる構想の中心である。メディアはグローバルなコミュニケーションのビジョンに不可欠なメカニズムである。

すべての市民を巻き込み、彼らの能動的な参加を可能にして、多様なコンテンツを制作し、収集し、配信するメディアの役割は、きわめて重要である。特に発展途上国では、今後も、ラジオとテレビが良質の情報を伝える最も効果的な方法となるだろう。デジタル時代においては、あらゆる形態のメディアが社会的団結と開発に大いに寄与できる。

第19条はメディアの自由と多元性に関する5つの地域宣言の基盤であり、メディアの役割を、そのすべての情報発信の方法において、今後も、この条項に基づいていなければならない。その内容はユネスコ加盟国によって満場一致で承認されている。

安全保障やその他の事情から、表現の自由やメディアの自由を譲歩させてはならない。メディアの過度な寡占を避けるため、メディアの複数性と多様性は適正な法律によって保障されねばならない。

メディア専門家と制作者の編集の独立は守られねばならない。ジャーナリズムや他のメディア制作における職業的、倫理的基準の策定は、メディア関係者自身が責任を負わなければならない。オンライン上の作家、ジャーナリスト、編集者も、その他のメディアに従事する人びとと同様に、契約上の権利をもち、社会的に保護されなければならない。

公共放送は、情報コミュニケーション社会において、すべての人びとの参加を保障するうえで具体的かつ重要な役割を担っている。国営メディアは編集上独立した公共サービス機関へと変革する必要がある。

### 2.3.2.2 コミュニティ・メディア

コミュニティ・メディア、すなわち独立し、コミュニティの主導で、市民社会を基盤とするメディアは、情報コミュニケーション社会、なかでも貧困のために取り残されたコミュニティでは、すべての人びとがアクセスし、参加できるという点で、特別な役割を果たしている。コミュニティ・メディアは、情報、人びとの声、対話を可能にする強力な手段となりうる。コミュニティ・メディアを保護し、強化するための法的・制度的枠組みは、弱い立場にある人びとが確実に情報やコミュニケーションにアクセスできるようにする上で特に重要である。

各国政府は、コミュニティ・メディアの法的枠組みが非差別的であることを保障し、透明かつ説明可能なメカニズムによって周波数を公平に割り当てねばならない。現在、許可されていないコミュニティ放送の運営を認可するために、放送免許の取得を容易にする目標を設定すべきである。周波数域の計画と規則では、コミュニティ・メディアがアナログとデジタルの双方の環境で発展できるように、十分な周波数域とチャンネルの容量、および適正な技術基準を確実にしていく必要がある。

コミュニティ・メディア基金はコミュニティ主導型のメディアや、既存のメディアとICTを活用した情報コミュニケーションの新しい動きに投資、支援する市民社会とパートナーを組む資金提供者を通じて、開設されなけれ

ばならない。新しい動きには、貧困コミュニティ、文化と言語の多様性、女性や少女の平等な参加への対策を講じるプロジェクトが含まれる。

コミュニティを基盤とするメディアとコミュニケーション・センターは、ラジオやテレビなど既存のメディア技術とICTへのアクセスの組み合わせを促進し、支援していかなければならない。

### 2.4.5 人間開発—教育と研修

リテラシー、教育、研究は、知識社会を構築するために必要な、基本的で、相互に関連する情報交換の構成要素である。知識の創造と獲得は参加型で、協働のプロセスとして育まれねばならない。それは一方通行であったり、能力開発の一部に押し込められたりしてはならない。公式、非公式、生涯学習など、様々な要素からなる教育は、リテラシーのある市民と熟練労働者の双方を生み出し、民主社会を構築していく上で重要である。

e-ラーニングおよび遠隔教育を十分に活用するためには、それぞれのメディアの多元化と言語の多様性を地域の観点からとらえ、これまでの教育資源と手法によって補っていかなければならない。

情報を持ち、教育を受けた市民を育てる、すなわち、市民をエンパワーする教育、情報を獲得するための様々な手段、研究成果の産物にアクセスできる市民だけが、知識社会に完全に参加し、有効に貢献できる。よって「開発の権利に関する宣言」と国際人権宣言で述べられているように、教育を受ける権利を認めることが不可欠である。

情報社会における個人とコミュニティに力を与えるような能力開発の動きには、基本的なリテラシーとICTを活用した技能に加えて、

メディア・リテラシーと情報リテラシー、情報と技術を検索し、評価し、利用し、創造する能力が含まれる。とくに、教育者、学生、研究者は自由に学習し、更新し、複製し、配布し、実践することが認められている「フリー・ソフトウェア」を利用し、能力を開発できなければならない。

結局、能力開発を進めるには、一般的な学習意欲を刺激し、具体的かつ特別なニーズのある人たちに対応するようにするという事である。すなわち、若い人、高齢者、女性、障害を持つ人、先住民族の人、移民、難民および紛争後に帰還した人の生涯を通じた視点からのニーズである。ボランティアはとくに、政府教育機関が対応していないために社会から取り残された人たちの知識を伝達し、能力を強化するために役立っている。

情報コミュニケーション社会における能力開発には、メディア・リテラシーとコミュニケーション・リテラシーを指導する力のある人たちを必要とする。したがって、情報社会の片隅にいる人たちに手を差し伸べるためには、あらゆるレベルの指導者や教育者の養成も同じように重要である。

図書館は市場の規則にとらわれず、デジタル・デバイドに挑戦し、情報にいつでもアクセスすることを保障する重要なツールである。それは、公的支援で助成された研究成果を公開することで、また、リテラシーを促進し、能力を開発し、世界中のあらゆる学習者への自主性を育てるコンテンツと教材を共有することで可能となる。これはまた、コンテンツの制作者が知識のパラダイムに自由にアクセスし積極的に参加することを必要とする。

知識と教育のグローバルな障壁は、法律に基づく組織的なグリッドロック（知的著作権法や国際基準など）にある技術的障害を超え、

未来に目を向けることによって、また、新しい知的所有権の均衡をクリエイターが作品を保護するための、あるいは、市民社会の貢献で恩恵を受けるための共通の場として促進することによって、透明性のある評価を必要とする。

市民社会の一員である私たちは、知識と情報の生産と交換のためのオルタナティブなモデルが必要であるとみている。グローバルな知識のコモンズ（共同利用地）を確保し、資金調達していくために、市民社会に積極的に参加し行動する私たちは、科学とソフトウェア制作の分野で、またコミュニティを基盤とするコミュニケーション分野で、メンテナンス・プログラムとアップグレード機能を内蔵する、新しくて、開かれ、かつ自己運営型の出版モデルを支援する。（訳責 FCT）

— 『fctGAZETTE』 No. 82 (2004年3月) 掲載 —